

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和7年度第6回 総会)

1. 開催日時： 令和7年9月30日（火） 午後1時30分～午後1時50分
その他を含めると午後2時10分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 1階大会議室①

3. 出欠委員：

農業委員

役職・番号	名前	出席	欠席
会長	西岡 英男	○	
会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
2番	岩本 隼夫	○	
3番	下元 和恵		○
4番	政岡 富生	○	
5番	政岡 直文	○	
6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員			
1番	有澤 明男		○
2番	岩崎 憲二	○	
3番	黒原 美一	○	
4番	下元 勲	○	
5番	田上 敦之	○	
6番	野村 正幸	○	
7番	正岡 裕二		○
8番	山本 孝志	○	
	合計	12人	3人

4. 議事日程：
第1号議案 非農地証明願について(1件)
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)
第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 黒岩 陽介
事務局(書記) 永石 吏

6. 議事参与の制限：

該当無し

令和7年度第6回総会（9月） 議事録

議長	それでは令和7年度の第6回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は15名中12名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせて頂きます。4番、政岡富生委員さん。5番、政岡直文委員さん。よろしくお願ひします。
議長	議案に入りたいと思います。 第1号議案、「非農地証明願」についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の黒原美一委員さん、何かありましたらお願い致します。
黒原 美一委員	はい、現地は20年以前から宅地です。以前は申請者のご両親が住んでいましたが、現在は誰も住んでいないようです。問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第1号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1号議案は許可されました。
議長	続きまして第2－1号議案「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の田上敦之委員さん、何かありましたらお願い致します。
田上 敦之委員	はい、申請地の隣の農地は以前同じ譲渡人と譲受人が所有権移転した場所です。親戚同士ですし問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。
	【小休中】

令和7年度第6回総会（9月） 議事録
正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第2-1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第2-1号議案は許可されました。

議長 続きまして第2-2号議案「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の有澤 明男委員さんは本日欠席ですので、事務局より何かありましたらお願い致します。

事務局 はい、有澤 明男委員さんと現地を確認してきました。譲受人は写真にある譲渡人所有の隣の家と一緒に申請地を購入する予定だそうです。問題はないと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
ただちに小休とします。

【小休中】

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第2-2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第2-2号議案は許可されました。

議長 続きまして第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の岩崎 憲二委員さん、何かありましたらお願い致します。

岩崎 憲二委員 はい、現地は畑ですが所々木も植えてあります。現在納骨堂がある山の中腹から、家の近くの申請地に移設をするそうです。問題はないと思います。

- 令和7年度第6回総会（9月） 議事録
議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第3号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第3号議案は許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
- 議長 以上をもちまして、令和7年度第6回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

農業用施設設置の届け出について

その他 2

事務局からの諸連絡等

来月の総会日程の確認

視察研修の報告

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第6回 総会	第 1 号	令和7年9月12日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の 工	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地	に該当する	
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰滅した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員 :	黒原 美一 委員
作成 :	事務局 永石 吏

個人×個人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第6回 総会	第 2-1 号	令和7年9月12日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は100日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員 :	田上 敦之 委員
作成 :	事務局 永石 吏

個人×個人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第6回 総会	第 2-2 号	令和7年9月18日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は100日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員 :	有澤 明男 委員
作成 :	事務局 永石 吏

農地法第 4 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 7年 9月 30日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人(申請者)	(氏名)				外名		
		譲受人()	(氏名)				外名		
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町						
		地目別面積	田 m ²	畑	607m ² の内 12.25 m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
		10a当り平均収穫高	田 kg	畑	kg	採草放牧地	kg	その他	kg
	事業計画	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域		
		用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)	納骨堂(移設)						
		工事計画	着工予定日	許可日	完了予定日	許可日から1ヶ月			
	農地の区分		その他の農地(第二種農地)						
	許可基準に定める農地の区分の該当事項		運用通知第2の1(1)の力の(ア)						
該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、営農条件は悪い。申請者が所有する農地で、転用目的を達成するための代替えの農地はない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる営農条件への影響はきわめて低い。							
農地転用に関する許可基準からみた意見	転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合	甲種農地	第1種農地	その他	計				
	面積			12.25 m ²	12.25 m ²				
	割合			100 %	100 %				
	検討事項		意見		意見決定の理由				
	1 農地の区分と転用目的	適 当	不 適 当	公共投資がされていらない生産性の低い農地と認められる					
	申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由	事業計画に対して、問題は認められない。							
	2 資力及び信用	適 当	不 適 当	計画は具体的である。					
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あ り	な し	不確実の指導を受けていない。					
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確 実	不 確 実	事業内容に対しても、妥当といえる。					
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確 実	不 確 実	転用目的と申請地の状態により、支障なしと認められる。					
6 農地以外の土地の利用見込み	確 実	不 確 実	墓地の経営許可是申請中						
7 計画面積の妥当性	適 当	不 適 当	申 請 令和 7 年 9 月 16 日						
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性	適 当	不 適 当	農業委員会受付 令和 7 年 9 月 16 日						
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	な し	あ り	意見決定 令和 7 年 9 月 30 日						
10 一時転用である場合には、その妥当性	適 当	不 適 当	知事に送付 令和 年 月 日						
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了	未 了	指令書接受 平成 年 月 日						
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産		
		該当なし							
申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無	計画区域内	・	計画区域外	(告示 昭和 50 年 2 月 28 日)			
		都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区的種類						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無	振興地域内	・	振興地域外	(告示 昭和 46 年 3 月 31 日)			
		農用地区域決定の有無	農用地区域内	・	農用地区域外	(決定 資料なく公告日不明)			
総合意見			立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。						
許可が相当と認められる場合に付すべき条件			特になし						
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無			有	・	無	(答申日 令和 年 月 日)			
意見の概要									